

調 達 公 告

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 30 年 1 月 19 日

鳥取県立図書館長 福本 慎一

1 調達内容

（１）業務の名称及び数量

鳥取県立図書館及び鳥取県立公文書館清掃業務 一式

（２）業務の仕様

入札説明書による。

（３）業務の場所

鳥取市尚徳町 101 番地 鳥取県立図書館・鳥取県立公文書館

（４）業務の期間

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

（５）入札方法

契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から当該金額に 108 分の 8 を乗じて得た金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（２）平成 27 年鳥取県告示第 596 号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がアからオまでの全てに登録されている者であること。

ア 建物等の保守管理の建築物内部清掃

イ 建物等の保守管理の建築物外部清掃

ウ 建物等の保守管理の空気環境管理（測定、清掃）

エ 建物等の保守管理の給水管理（清掃）

オ 建物等の保守管理の害虫防除

（３）本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付出第 157 号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

（４）建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号。以下「建築物衛生法」という。）第 12 条の 2 第 1 項の規定により、アからエまでに掲げる事業の全てにおいて鳥取県知事の登録を受けている者であること。

ア 建築物衛生法第 12 条の 2 第 1 項第 1 号又は第 8 号

イ 建築物衛生法第 12 条の 2 第 1 項第 2 号又は第 8 号

ウ 建築物衛生法第 12 条の 2 第 1 項第 5 号

エ 建築物衛生法第 12 条の 2 第 1 項第 7 号

（５）支店、営業所、出張所又は技術上の支援拠点が鳥取市内にある事業者。

3 契約担当部局

鳥取県立図書館総務課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する問合せ先

〒680-0017 鳥取市立尚徳町 101 番地

鳥取県立図書館・総務課

電話 0857-26-8155

(2) 入札説明書等の交付方法

平成 30 年 1 月 19 日（金）から同年 2 月 5 日（月）までの間にインターネットのホームページ鳥取県立図書館（<http://www.library.pref.tottori.jp>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付場所

（1）の場所で平成 30 年 1 月 19 日（金）から同年 2 月 5 日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までとする。

(3) 郵便等による入札

認めない。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成 30 年 2 月 22 日（木）午後 2 時

鳥取市尚徳町 101 番地 鳥取県立図書大研修室

5 入札参加者に要求される事項

（1）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ密封して提出しなければならない。

（2）本件入札に参加を希望する者は、2 の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4 の（1）の場所に平成 30 年 2 月 7 日（水）午後 5 時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

（3）入札参加者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 4 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 最低制限価格の設定

本件入札には、教育委員会施設管理調達最低制限価格制度実施要領（平成 26 年 3 月 12 日付第 201300191828 号鳥取県教育委員会教育長通知）を準用し、最低制限価格を設定しており、当該最低制限価格を下回る入札を行った者は失格とし、不落札で再度入札を行う場合において、次回以降の入札には参加させないものとする。

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び政令、会計規則、本件公告又は入札説明書に違反し

た入札は無効とする。

(3) 契約書作成の要否
要

(4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第 127 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無
無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。